

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）の調整 により北海道電力の CO₂ 排出量が増加する理由

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT 制度」という。）は、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）で発電した電気を、電力会社など（電気事業者）が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。今はまだコストの高い再エネの導入促進を目的として、2012 年 7 月より開始されました。

FIT 制度では、電気を使用する全国のお客さまが、ご使用量に応じて、公平に一律の賦課金を負担しています。このため、FIT 制度の下で買い取られた電気の環境価値（CO₂削減量）^{※1}も賦課金同様、電気を使用する全国のお客さまに公平に配分されるよう、販売電力量の割合に応じて電気事業者毎に FIT 電力割当量が設定されます。

当社の場合、2015 年度実績において、当社が買い取った FIT 電力量（買取 FIT 電力量）が、当社に設定される FIT 電力割当量を上回ったことから、当社の FIT 電力割当を上回る電力量に相当する環境価値（CO₂削減量）を他の電気事業者へ配分するため、増調整となりました。^{※2}

※1 再エネによる発電では、発電時に CO₂ を発生させないことから、同じ電力量を火力発電等で発電した場合に発生する CO₂ を削減したと考えることができ、これを「環境価値」といいます。

※2 具体的な算定方法については、経済産業省および環境省による「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成 27 年 4 月 1 日）に基づきます。

【当社の場合】



※3 FIT調整CO₂排出量 (t-CO₂) の計算方法

FIT電力割当量超過分 (kWh) ×販売電力量当たりのCO₂排出量 (全国平均係数)

以 上